**○外務省告示第二百六十四号**

平成二十二年五月十七日にドゥシャンベで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がタジキスタン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
2　贈与の限度額　一億千九百万円
3　贈与の供与期限　平成二十五年三月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　中山喜弘在タジキスタン臨時代理大使
タジキスタン側　ハムラーハン・ザリフィ外務大臣

平成二十二年五月二十七日

外務大臣　岡田　克也

**○外務省告示第二百六十五号**

平成二十二年五月十三日にポドゴリツァで、ポドゴリツァ市上水道システム緊急修復計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンテネグロ政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ポドゴリツァ市上水道システム緊急修復計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　五億九千六百万円
3　贈与の供与期限　平成二十六年二月二十八日まで
4　署名者
日　本　側　角崎利夫在モンテネグロ大使
モンテネグロ側　ミラン・ローチェン外務大臣

平成二十二年五月二十七日

外務大臣　岡田　克也

**○外務省告示第二百六十六号**

平成二十二年五月十三日にビエンチャンで、ラオス人民民主共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与
2　贈与額　十億円
3　署名者
日　本　側　宮下正明在ラオス大使
ラオス側　トンルン・シースリット副首相兼外務大臣

平成二十二年五月二十七日

外務大臣　岡田　克也

**○外務省告示第二百六十七号**

平成二十二年五月十三日にビエンチャンで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
2　贈与の限度額　二億七千七百万円
3　贈与の供与期限　平成二十三年二月二十八日まで
4　署名者
日　本　側　宮下正明在ラオス大使
ラオス側　トンルン・シースリット副首相兼外務大臣

平成二十二年五月二十七日

外務大臣　岡田　克也

**○農林水産省告示第八百十三号**

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年五月二十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十二年三月十日　第三十五号
二　登録認定機関の名称及び住所
社団法人日本果汁協会　東京都港区芝大門一丁目十番一号
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
果実飲料
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
国内及び台湾
(2)　認定を行う事業所の所在地
東京都港区芝大門一丁目十番一号全国たばこビル三階

**○農林水産省告示第八百十四号**

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年五月二十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十二年三月三十日　第四十二号
二　登録認定機関の名称及び住所
財団法人日本清涼飲料検査協会　東京都港区芝浦二丁目十七番十三号
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
炭酸飲料、果実飲料及び豆乳類
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
国内
(2)　認定を行う事業所の所在地
東京都港区芝浦二丁目十七番十三号

**○農林水産省告示第八百十五号**

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年五月二十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十二年三月一日　第六号
二　登録認定機関の名称及び住所
特定非営利活動法人兵庫県有機農業研究会
兵庫県神戸市中央区中山手通七丁目二十八番三十三号
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
有機農産物、有機加工食品及び有機飼料
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
国内
(2)　認定を行う事業所の所在地
兵庫県神戸市中央区中山手通七丁目二十八番三十三号

**○農林水産省告示第八百十六号**

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年五月二十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十二年三月一日　第七号
二　登録認定機関の名称及び住所
株式会社アファス認証センター　東京都港区新橋四丁目三十番四号
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
国内及び外国
(2)　認定を行う事業所の所在地
東京都港区新橋四丁目三十番四号

**○農林水産省告示第八百十七号**

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年五月二十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十二年三月一日　第九号
二　登録認定機関の名称及び住所
一般社団法人民間稲作研究所認証センター
栃木県河内郡上三川町大字鞘堂七十二番地